

尾瀬ガイド協会支部運営規約

(目的)

第1条 本規約は、尾瀬ガイド協会規約第4条第3項に定める各支部の運営について定めるものとする。

(事業)

第2条 支部は主に次の事業を行う。

- (1) 支部の意思決定のための支部総会の実施
- (2) 支部所属会員等の知識の習得や技術の向上および交流のための講習、研修等の実施
- (3) 支部所属会員の把握および支部所属会員への情報提供
- (4) 認定ガイド制度の推進のための広報の実施
- (5) その他認定ガイド制度の推進に必要な事業

2 なお、協会事務局と各支部はそれぞれ以下の役割をもって連携し、協会の運営にあたるものとする。

事務局の役割

- (1) 会員全体の把握
- (2) 講習会、検定等の企画、実施
- (3) 理事会、各種委員会の運営
- (4) 広報
- (5) その他

支部の役割

- (1) 支部総会の実施
- (2) 支部単位の講習会、講演会等の企画、実施
- (3) 支部所属会員の把握
- (4) 広報
- (5) その他

(役員)

第3条 支部には以下の役員を置く。

- (1) 支部長1名
- (2) 副支部長数名
- (3) 事務局長1名
- (4) 監事2名以内

2 役員は、原則として3名以上で構成する団体に所属した会員の中から選出する。

3 支部長、副支部長、事務局長、監事は、支部総会で役員の内選により選出するものとする。

4 支部長は支部を代表し、支部業務を総理する。

5 副支部長は支部長を補佐し、必要に応じ支部長の職務を代理する。

6 監事は、会計を監査する。

7 事務局長および監事は支部長または副支部長がこれを兼ねることができる。ただし、事務局長と監事を兼務することはできない。

8 役員に欠員が生じたときは、その後任者をもってあてる。

9 必要に応じ、顧問を置くことができる。

(任期)

第4条 役員の内任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠された役員の内任期は、前任者の任期を引き継ぐものとする。

3 役員は、辞任または任期満了した場合でも、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(支部総会)

第5条 支部総会については、毎年1回開催するものとする。そのほか、臨時に開催する必要がある場合は臨時に支部総会を開催することができる。

- 2 支部総会は支部長が招集し、議長は支部長があたる。
- 3 支部長は、専門的知見等を有する者の意見を聴取する事が必要であると認める場合、支部総会に会員以外の者を出席させることができる。
- 4 支部総会は次の事項を議決する。
 - (1) 支部の事業計画、予算および決算に関する事項
 - (2) 支部の組織および支部の運営に関する事項
 - (3) その他支部の運営に必要な事項
- 5 支部総会は、会員の2分の1以上の出席によって成立し、その議事は、出席者の過半数をもって決するものとする。
- 6 支部総会の出席については、委任状により代えることができる。
- 7 役員が認めた場合、書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決を求め、その表決をもって総会の議決に代えることができる。

(事務局)

第6条 支部の事務局は、事務局長が所属する団体の所在地に置く。

- 2 会計担当は事務局長の所属する団体から選出し、支部の会計事務を行う。

(年度区分)

第7条 支部の事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

- 2 支部の資産、負債および収益、費用の年度区分については、その原因となる事実が発生した日が属する年度とする。

(帳簿等)

第8条 支部は、会計にかかる帳簿および伝票により、所要事項を整然かつ明瞭に記録・保存するものとする。

- 2 取得した財産については、台帳を整備し、その種類、取得年月日、取得価格、耐用年数、および所在場所等を明記しなければならない。

(予算)

第9条 支部長は、事業年度ごとに予算案を作成するものとする。

- 2 予算は、管理簿等によりその執行状況を明らかにしておくものとする。

(予算の執行)

第10条 支部長は、予算の範囲内において、収入、支出および契約の締結ならびに財産の取得や処分を行うものとする。

(決算)

第11条 支部長は、月次および事業年度ごとの会計記録を整理し、財政状態や運営状況を明らかにしておくものとする。

(監査)

第12条 監事は、次に掲げる事項について監査する。

- (1) 取引についての法令、規約等への違反の有無
- (2) 決算報告書に記載された金額と帳簿における残高、または合計額との誤差の有無
- (3) 現金・預金・有価証券等の資産負債の帳簿残高と実際残高との誤差の有無
- (4) 領収書等の整備状況
- (5) 資産管理状況の適否
- (6) その他必要な事項

(報告)

第13条 支部長は、支部にかかる次の事項について、随時協会事務局に報告するものとする。

- (1) 支部役員を選任、変更
- (2) 支部所属会員にかかる変更
- (3) 予算、決算および事業計画
- (4) 収入および支出にかかる帳簿、伝票等証拠書類
- (5) 実施事業の内容および結果
- (6) 支部総会での決定事項
- (7) その他支部運営にかかる事項

(その他)

第14条 その他支部の運営等に関し必要な事項については、支部長が定めるものとする。

附則

この規約は、平成22年4月26日から施行する。

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

この規約は、令和3年12月17日から施行する。

この規約は、令和7年1月12日から施行する。